被扶養者申請自己診断チャート

このチャートは、必要最小限の項目で簡易に自己診断するためのものです。必ずしも自己診断の結果がすべてではありません。
あくまでも申請の目安としてご活用ください。

【スタート】

申請対象者は国内に居住し、被保険者からの生計費の援助によって、「主として」維持されていますか？

いいえ → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

はい ↓

申請対象者は次の①～②のいずれかに該当しますか？
①配偶者　②子

はい（①の方） → 申請対象者の収入は、次の条件をすべて満たしていますか？
①申請対象者の3ヶ月の平均収入は月額108,334円（60歳以上・障害年金受給者は150,000円）未満、
一年を通じての年収は130万円未満（60歳以上・障害年金受給者は年収180万円未満）
②被保険者の年収の1/2未満

はい ↓ いいえ → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

はい（②の方） → 被保険者は配偶者より収入が多いですか？

いいえ → 申請対象者の収入は、次の条件をすべて満たしていますか？

いいえ → 申請対象者は三親等内の親族ですか？

いいえ → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

はい ↓

実父母、実祖父母、孫、兄姉弟妹ですか？

はい → 申請対象者の収入は、次の条件をすべて満たしていますか？

いいえ → 同居していますか？

いいえ → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

はい → 申請対象者の収入は、次の条件をすべて満たしていますか？

◆申請対象者と同居の場合　：　次の①～③の条件をすべて満たしていますか？
◆申請対象者と別居の場合　：　次の①～⑤の条件をすべて満たしていますか？

① 申請対象者の3ヶ月の平均収入は月額108,334円（60歳以上・障害年金受給者は150,000円）未満、
一年を通じての年収は130万円未満（60歳以上・障害年金受給者は年収180万円未満）
（　130万円　or　180万円　）＞（　申請対象者年収　）

② 申請対象者の年収は、被保険者の年収の半分を超えていない。
（　被保険者年収　÷　２　）＞（　申請対象者年収　）

③ 申請対象者が父・母の場合、夫婦合算による収入基準額を超えていない。
（夫婦2人とも60歳以上の場合は、収入合算が360万円未満である）

④ 被保険者は申請対象者の収入以上の金額を送金している。
（　送金額　）＞（　申請対象者収入　）※1人当たりの最低仕送り額50,000円

⑤ 被保険者の年収から申請対象者への送金額を控除した額は、申請対象者の年収とその送金額を加算した額よりも多い。
（　被保険者年収　－　送金額　）＞（　申請対象者年収　＋　送金額　）

いいえ → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

はい ↓

次のいずれかに該当しますか？
①自営業者　※
※自営業者は認定しておりません。

②失業給付を基準額以上受給中、若しくは受給予定（受給延長は除く）の方

はい → そのご家族の方は、あなたの被扶養者に該当しません。

いいえ ↓

そのご家族の方は、あなたの被扶養者になれる可能性があります。